

平成31年度第2回協働支援会議

平成31年4月23日（火）午後2時

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、土屋委員、石橋委員、松井委員、伊藤委員、
長谷川委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、武井主任、丹野主任

藤井座長 全員そろいましたので、定足数は足りています。第2回の協働支援会議を開催したいと思います。

皆さんの机のところに、次第の資料が、ペーパーが置かれているのですが、この議事に従って、事前配付資料も含めまして、事務局のほうから資料確認をお願いします。

事務局 資料の確認をさせていただきます。今机上に配付させていただいております資料でございますが、資料1としまして「平成31年度一般事業助成・プレゼンテーション実施要領（案）」というものと、資料の2「平成31年度一般事業助成・プレゼンテーション質問票」、こちらが、資料2というのが2枚ございます。こちらが本日お配りしているものでして、後ほど詳細またご説明させていただきますが、皆様に先にお渡ししています「一般事業助成申請書」で、こちらの中身について差しかえをしたいページがございます、そちらをひとまず机上配付させていただいております。

皆さん、ございますでしょうか。大丈夫ですか。

藤井座長 皆さん、お手元には、ありますか。

それでは、議事ですが、その前に、議事に入る前に、前回の会議のとき、平野委員からご質問がありました。要項に関する、一般事業助成に関する募集要項の中で、助成対象団体についての要件で、要項の2ページでしょうか。2ページの3です。助成対象団体の（2）のところ、オのところ。「宗教活動や政治活動を行う団体でないこと」という要件があるのですが、この点についてもう少し詳しくご説明いただきたいということですね。

それとあわせて、区の外郭団体助成を受けている場合はどうかという、そういうご質問だ

ったと思いますが、平野委員、よろしいでしょうか。

平野委員 はい。

藤井座長 よろしいでしょうか、では。

事務局 では、ご説明いたします。

前回のときのご質問、先ほど座長から、いま一度ご説明いただきましたところと、それに絡めてということで、4点ほどあったかと思えます。そちらについて、こちらのほうからご説明させていただきます。

まず、1点目として、新宿区の外郭団体の範疇、またそこから助成を受けた場合に、申請対象となるのかどうかということについてですが、区の外郭団体は社会福祉協議会、社会福祉事業団、勤労者・仕事支援センター、未来創造財団、シルバー人材センターの5団体ございます。この中で助成事業を実施しているところから、助成金の交付を受けているといった場合には、一般事業助成の対象外とさせていただきます。

2点目になりますが、区の助成金で不足する残りの経費の部分、こちらについてほかの助成金で補うことができるのかどうかということについてですが、ほかの助成金の交付が確定した場合には、区の一般事業助成の助成額から他で受ける金額分を差し引いた額が助成金額となります。区の助成が、採択が決まった時点で、ほかの助成金が決まっていない、未定ということでしたら、区の助成額はひとまずこの会議で決定された金額のままとなります。後に、ほかの助成金交付が決定した場合には、事業実施後の実績報告の段階で報告を団体のほうからしてもらい、精算をさせていただきます。

また、3点目としまして、事業そのものではなく、事業の一部についての助成対象というのはあり得るのかどうかという点なのですが、新宿区の一般事業助成の対象は事業とさせていただきますが、その事業に係る経費を算出して助成額は決めております。申請時に提出していただく一般事業計画書や一般事業収支予算書の記載内容にもよるところなのですが、事業の一部を一つの単独したものとしてご申請いただくことは可能です。

最後に、4点目、宗教団体や政治活動を行う団体というのは助成の対象外となるのかどうかということについてですが、前回の会議でも関口委員からお話をさせていただきましたとおり、例えば、お寺や教会といった宗教活動を主として活動しているようなところが実施をするということではなくて、その母体から別に立ち上げられた団体が一般事業助成の要件を満たす事業を行うといった場合には、助成の対象と考えております。

こちらで、以上になります。いかがでしょうか。

伊藤委員 1番がわからないのだけれど、団体助成と事業助成。団体に助成がある場合に事業助成はもらえないという意味にとれてしまうのだよね、今の説明だと。

事務局 団体、そうですね。団体、例えば、社会福祉協議会さんのほうで行ってらっしゃる助成金とかですと、団体に助成しているかと思うのです。その助成をしている団体ということであれば、その中で割り振ることにもなるかとは思いますが、これから申請しようとしている事業に対しても入っているようでしたら、それは対象外になると考えます。

石橋委員 今の、あの……。

藤井座長 前回の会議のときにちょっとお話しさせていただいたのですが、議事録作成のために、ご発言のときには挙手をいただいて、そしてまずお名前を言っていただきますようお願いいたします。石橋さん、どうぞ。

石橋委員 石橋です。今の伊藤委員のお話を聞いてなのですが、昨年採択されました団体さんで、今回も申請してらっしゃる、申請番号7番の団体は社会福祉協議会さんから助成金をいただいて、また別の企業さんからも社会福祉協議会さん経由でいただいてらっしゃる上に、こちらの一般事業助成50万というので、これは問題なかったのでしょうか。

事務局 去年は、社会福祉協議会……。

藤井座長 そうですね。個別の話はこれからまた後で、議事で一般事業助成。ただ、今せっかく議論の中ですので、そのことについてご説明いただければ。一般事業助成についてはこれから。

今、石橋さんがお話しされたことについては、問題認識はされていますか。

事務局 こちら社会福祉協議会からの助成金というものを見ていただいているのは、団体としての収支決算のほうになるのです。こちらの、実際にこの事業について助成金を受けているかどうかというのは、計画書のほうの助成金の欄に書いていただくのですが、そちらには社会福祉協議会からではなく、別の助成金を受け取られているという内容のみの記載なので、今回これは団体に入っていますが、この事業には入っていないという理解になっています。

藤井座長 改めて、これから一次書類についての事前協議は、70分という1時間を超える審議時間を設けていますので、そのときに改めて、ご質問点があればお伺いしたいと思います。

石橋委員 わかりました。

藤井座長 それでは、進行に戻りまして、まず議事の(1)「平成31年度一般事業助成

対象団体の選考について」、議事を進めさせていただきます。事務局のほうからご説明いただきます。

事務局 では、一次審査の通過基準について、改めてこちらのほうからご説明をさせていただきます。

一次審査について、本日、この後一次審査を行う前の情報共有を行っていただきますが、前回の会議でご説明をさせていただきましたとおり、通過基準は得点率のおおむね6割程度を基準とさせていただきます。今年度は7件の申請がございまして、助成申請額の合計は257万1,000円となっております、予算総額200万円を上回っている状況でございます。

前回お話しさせていただきましたとおり、一次審査、二次審査の状況によりましては、減額調整の必要が出てくるところがございますので、そのあたりも念頭に入れていただきまして、ご協議いただければと思います。

なお、参考としまして、これまでの一次審査、二次審査の通過状況の統計なのですが、まず一次審査を通過する団体は、申請された団体のうち、平均で7割程度となっております。また、最終的に二次選考を終わらして、助成団体として決定した団体につきましては、申請件数の約半分となっております、48.7%が助成団体として決定しているという統計がございます。

今回の支援会議の際に、採点結果を見て、皆様でご協議いただき、一次審査通過団体を決定する段取りで進めさせていただきたいと考えております。

この点について、よろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。

藤井座長 今、事務局から説明ありましたように、まず一次審査の通過基準についてですが、大体、おおむね6割程度を基準としているということです。今年度は7件の申請があつて、これはあらかじめ我々の手元にある7件の申請があつて、その申請額の合計が予算総額200万を上回っている、一次審査の際や、二次審査の状況の中で、さらに調整をするということになってくる場合もあるということ。一次審査の通過団体の決定まで、今回その確認をするわけですが、採点基準に従って、各委員に採点していただきます。そして、協議をして、通過団体を決定していく。こういう手続を踏むことになっていると思いますが、ご質問、ご質疑あればどうぞ。一次審査の通過基準及び手続です。一次審査通過までの手続について、ご質問あるいはご質疑ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に2番目です。「二次審査（公開プレゼンテーション）の実施方法」につい

て、ご説明をいただきたいと思います。事務局お願いします。

事務局 続きまして、プレゼンテーションについて、ご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。こちらプレゼンテーションの実施要領（案）になります。一次審査通過団体を対象に、プレゼンテーションを実施させていただきまして、プレゼンテーションは、公開となります。昨年度は、団体の発表時間が10分、委員からの質問は10分で実施をしました。これまでの会議の中で、質問時間をなるべく多くとりたいとのご意見がありまして、質問時間等につきましては、年々時間が長くなっているような状況でございます。

今年度のプレゼン、1団体の発表時間について、確認をさせていただければと思います。今年度申請団体は7団体となっております、昨年のプレゼン時間、発表10分、質問10分で計算をしますと、7団体全てのプレゼンが可能となる状況です。

今回の会議で団体数が決まりますので、事務局としましては、その団体数に応じて、昨年度の時間が確保できれば、この時間で実施をさせていただきたいと考えております。

続きまして、プレゼンの実施内容について確認をさせていただきます。プレゼンの参加人数は、1団体3名以内とします。プレゼンの方法は自由ですが、準備時間も発表時間を含めます。また、プロジェクターを用意しまして、パワーポイント等を利用したプレゼンも可能としております。また、プレゼンの当日に最終的な助成団体及び助成額を決定することとなります。

二次審査の基準となる得点率につきましても、本日確認をさせていただきたいと思えます。こちらにつきましても、一次審査と同様に、前年度は得点率6割程度としておりましたが、助成総額や申請額を考慮しますと、二次審査当日に審査結果を踏まえて、審査基準を再検討する場合も出てくるかと思えます。

以上、プレゼンテーションの実施方法についてのご説明になりまして、こちらのほうもよろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。

藤井座長 今、事務局のほうから、二次審査、公開プレゼンテーションの実施方法及び内容についての説明がありました。

昨年度の方法でいうと、団体の発表時間は10分で、委員からの質問が10分と。このことについては、これまで質問時間多くとりたいという、そういうご意見もあったところです。また、実際質問時間等については、これまでも問題なく来たということですが、今年度は申請団体が7団体ということで、この団体数からも予定の時間内で二次審査はおさまるだろうということで想定されるので、昨年度のプレゼン時間同様に発表10分、質問10分

という割り振りで進めたいということであったということです。

それで、プレゼンの内容についても、方法は自由だけれども、時間については準備時間も含めて、発言時間の中で、10分の中でやってもらうということです。これはもちろん発表者には事前に、あらかじめ確認と了解は得ているということです。

それで、プロジェクターも用意されるということで、パワポを使ったプレゼンも可だということです。機械の持ち込みは、当日持ち込みの配付資料とともに可であると、こういうことです。

二次審査の際の採点基準についても、得点率は6割以上というのが一つの基準になっているということですが、このことについて何か説明で、ご質問やご質疑ありますかということです。

僕もまだ経験していないので、実際発表と質問との対応で、どれだけ時間がどうなるのかというのが、なかなかわからないところもあるのですが、関口委員や伊藤委員はよくなれていらっしゃる。7団体だと順調に進むだろうということでしょうか。

関口委員 関口ですけれど、7団体、次回めでたく、一次の足切りと言いますか、二次のプレゼンに進める団体を選定するということになるので、今の段階ではなかなか難しいとか、イメージが湧かないかなと思うのですけれども、7団体全部が通過する可能性もあるし、1団体かもしれないしというところで、それにあまり柔軟に、フレキシブルに対応するのもあれなのですが、団体数を見てから、次回最終的にイメージが湧くのかなとは思いません。これまで、毎年うまくいっております。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。質問をして、回答があるという形で進んでいくのですけれども、質問者がある程度時間を、あと何分だとかやるので、それを見ながらうまくコントロールしていく。最終的には長くなりそうな、あと1分だとかになったときには、あと1分ですけれど、質問ある人、そんなに長くない質問とかいう形のやつで、促したり。

藤井座長 進行管理が……。

伊藤委員 事務局がありますから。委員の側でも、考えながらやるということ。

関口委員 1人で独占しないように。

藤井座長 よろしいでしょうか。よろしければ、次の議事に進みたいと思います。

3番目になりますが、「二次審査の質問方法」について、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

事務局 では、二次審査の質問方法について、お話しさせていただきます。

各委員の質問につきましては、これまでは代表質問者を決めて、各委員が提出した質問票を参考に質問を行っております。昨年度同様、代表質問者をあらかじめ決めておくかにつきましても、確認をさせていただきたいと思っております。

また、質問票につきましては、本日、資料2として、質問票のフォーマットをご用意しております。以前、一次審査をする際にも、質問が生じてくるとのご意見がありましたので、こちらの質問票のフォーマットは、本日メールで委員の皆様へ送付させていただきます。こちらのフォーマットは、5月13日の月曜日までに、団体ごとの質問を記入して、事務局までご送付をお願いします。その後、事務局のほうで質問を取りまとめさせていただきます。5月15日水曜日までに委員の皆様へメール送付をさせていただきます。なので、一次審査の最中に質問が浮かんだ場合は、こちらの質問票のほうに書きとめていただけるとよろしいかなと思っております。

なお、団体ごとに質問を取りまとめた質問票が資料2の2枚目に、本日お配りをさせていただいております。昨年度はこちらの取りまとめた質問票を参考に、代表者に質問していただく方法をとっております。

ただし、先ほど伊藤委員からもご発言ありましたとおり、代表者のみが質問するというのではなくて、代表者質問が終わった後、時間がございましたら、ほかの方にご質問していただくことも可能となっております。

以上を踏まえまして、今年度につきましても、あらかじめ代表質問者を決めておくかについて、本日確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

藤井座長 質問方法について、今ご説明いただきました。二次審査の質問方法で、例年とどうか、昨年度は代表質問者をあらかじめ決めておいて、その代表質問者の方を中心に各団体に質問をするという、そういう運びになっているというご説明でしたが、今年度もそのように代表質問者をあらかじめ決めて、各団体の審査に当たるということを原則としつつ、最後、補足的に事務局からご説明ありましたが、時間に余裕があるような場合には、あるいはその場で質問事項が思い浮かぶ場合には、代表質問者以外にも質問をすることを柔軟に対応するということになると。それも含めて、まず原則とどうか基本的な質問のスキームとして、代表質問者をあらかじめ決めて進めるかということですが、いかがでしょうか。どうでしょうか。

藤井座長 石橋さん、どうぞ。

石橋委員 石橋です。皆さん大体こちらでと言うので、とりあえず意見としまして、どうしても代表質問という形で決めていただくと、その方が結構な時間とられる可能性が高いと思いますので、そういう意味ではそれぞれ皆さんテーマごとに質問があるので、それぞれで、代表というのは決めなくて、質問したい人が質問するというのもありなのかなと。反対にどうしてこういうスタイルになったのかなと。

藤井座長 それについて。

石橋委員 はい。教えていただきたいと。

藤井座長 そうですね。ゼロベースですね。では、伊藤委員。

伊藤委員 こういう形になったのは、皆さんの質問が出てくる。それを1人1人やると、ダブった部分の質問が出てきてしまうから、この質問票が出てきたときに、その人は自分の質問をしなくてもいいのです。それを、10出たら10の三つが同じようなものであれば、それをまとめたような質問にしよう。それでやっていると、時間がある程度短縮されるでしょう。その分またその質問の中で出てきたり、回答してもらったことから派生した問題点も出てくるでしょう。それをまた質問できるねという形で始まったのです。だから、別に意図はないので。

だから、みんなの意見を、その人が書いたのを読めばわかる、一つで。それを質問して、自分の質問は別にする必要もないという前提なのです。人によって言い方は違うと思うけれど、これとこれを結びつけて質問をしてあげると。

藤井座長 石橋さん。

石橋委員 今のを伺ってということで、恐らく皆さんこういう形でなれていらっしゃると思うので、似たような質問をされると改めて質問しなくてもいいかなというのは、ほぼほぼ理解されて、出ないのかなという。恐らく出されていない質問を、ではしようかな、どうしようかなという検討になるかなと思ったので、今回ご提案させていただきました。また、特段従来のやり方によくないとまでは、言うものではありませんので、今回は従来どおりということになれば、それで……。

藤井座長 伊藤さん。

伊藤委員 これ出たからといって、例えば自分がどうしても言いたいのがあれば、言えればいいのです、代表質問者に。ぜひこれ言いたいので、これだけはちょっと言わないでおいてとか。ここの場の問題だから、それは。かえってその質問者が全部やるというのではなくて、

私これ絶対に言いたいと。これ思いがある人が、そういうのあると思うのだよね。そういうのはありだよ、別に。

藤井座長 そうですか。

石橋委員 ありがとうございます。

藤井座長 あらかじめ質問を皆さんからいただいて、時間の制約があるので、それを調整するという事は、やはり必要だろうと。その際、代表質問を団体ごとに決めて、さらに今伊藤委員からお話しあったように、ここで協議をする中で、質問について、特段のおつもりがあれば、そのことを言って、質問する機会は妨げられないということでございますので。

石橋委員 わかりました。

藤井座長 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

平野委員 今の確認を。

藤井座長 平野委員。

平野委員 今のご意見はそうすると、ここに別に提出する質問票を書いたとして、この横にでも、特記で、これは私がしゃべりますということを書けばよろしいという理解でよろしいでしょうか。

藤井座長 そうですね。あらかじめそのようにやられて、またそれを皆で、ここで協議をするという。代表質問者にその方を選ぶと、よりご質問内容が、数と内容ですね。代表質問者を、その方式をとるとしたら、ここで決めるということになると。

伊藤委員 伊藤ですけれども、今、代表質問のことが出たので。例えば5団体あって、その団体に対して質問ありますよね。そのときに、事務局のほうから、ぜひやりたい、質問したい団体ありますかと聞くから、石橋さんどこかあります、ではここはやりたいと。最後までいい人、どこでもいいぞというのは、どこでもいいという人は言わない。残ったところで……。

石橋委員 希望制なのですね。

伊藤委員 そう、希望なの、まずは。思い入れも、すごく皆でもう知っているところ。知り過ぎて、そこに入ってしまったところがあるとすると、入ってしまったところは質問はまずいので。だから、そういうのはなしにしよう。

藤井座長 あらかじめ、こちらで振り分けるということ、手続としてはそうではなくて、ここで議論をするということ。重要な議論の中で、決めたようなことを。平野さん。

平野委員 その時間軸なのですが、この質問票の提出が5月13日だと私伺ったような

気がするのです。次回の会議が5月8日で、13日は会議がなくて、その次の会議が22日の当日だと思うのですが、その当日の日にこれ振り分けるといえることでしょうか。

藤井座長 代表者質問の決定、振り分けというのは、これは事務局。

事務局 代表者質問の振り分けに関しましては、5月8日の一次審査の際に団体が決まりますので、その際に代表者を決めていただきます。ただ、質問につきましては、まだ取りまとめができていない状態になりますので、その後の作業というのは、メールで確定したものを委員の皆様へお送りさせていただいて、ご確認をいただくという作業になります。

5月22日のプレゼンテーション当日は、30分ほど早く委員の皆様にはお集まりいただきまして、代表質問に対しての最終打ち合わせの時間をとらせていただいておりますので、そこでまたご調整いただき、プレゼンテーションに臨んでいただくという流れになっております。

藤井座長 平野さん。

平野委員 当日やるということで理解いたしました。

藤井座長 僕もこの点、フォーマットに5月13日月曜日と、これは大学でよくレポート提出の期限で、13日の23時59分までとかやるのですが、これは何時まで。これは恐らくやりとりするのですよね、メールで。

事務局 同じ考え方で。

藤井座長 23時59分で。

事務局 はい。

石橋委員 13日中ということで。

事務局 はい。

藤井座長 今回は代表質問者方式を基本的にとるかどうかということで、次回にどなたにするか、あらかじめ内示をすると。内示をして、今回は方式について、合意確認ということですので、代表者委任方式でよろしいでしょうか。

それでは、3番目の議事については、これでご異議ないということで、次に進めさせていただきます。

4番目「一次審査（書類選考）にあたっての事前協議」です。これは、今回いただいている7団体の申請事業について、ここで意見、情報交換をこの場で行いながら、我々、この委員の間で共通認識を持つという機会に、事前協議はそのような機会であると。前回はそういうご説明をいただいたと思います。

それでは、今までの三つについてご異議なかったということで、「一次審査（書類選考）にあたっての事前協議」を、それではまず事務局のご説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、一次審査にあたっての事前協議になります。

事前協議に入る前に、おわびなのですが、本日 A 4 の用紙、穴を開けた 2 枚を机上のほうにお配りをさせていただいております。一部資料に誤りがございましたので、本日差しかえをお願いいたします。

内容につきましては、1 枚目が申請団体一覧になりまして、以前メールをお送りさせていただきましたとおり、申請番号 7 番の団体の申請額に誤りがございましたので、それに伴って合計も修正したものを、改めて机上で配付させていただいております。

あと、2 枚目の差しかえなのですが、7 1 ページの収支予算書につきまして、満足度調査回収用という、郵便料が⑥のその他謝礼に入っているのがわかりまして、正しくは⑨のその他諸経費に入る経費でございましたので、改めて修正をさせていただきました。会議後に、事務局でファイルのほうに差しかえをする作業をさせていただきますので、今の段階としましては、誤りがあったところを改めてご案内をさせていただきます。

あと、もう一つ補足なのですが、申請番号の 6 番と 7 番の団体につきましては、前年度に助成を受けた事業と継続性のある事業のご申請であったため、事業報告書も審査書類の対象となっておりますので、審査いただく際には、そちらの点も含めて採点いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、本日書類審査にあたって、申請団体や事業内容の共通理解を深めるために、各委員の皆様意見交換を行っていただきたいと考えております。

本日の事前協議は、一次審査、書類審査を行うにあたって、確認が必要な事項や疑問点等を確認をしていただくことを想定しております。なので、事業や団体の評価を行っていただく場ではございませんので、その点ご注意くださいと思います。

また、掘り下げた質問に関しましては、二次審査で出していただくこととなりますので、その点もご注意ください、本日の一次審査にあたり、最低限必要な事項を確認をしていただくイメージをお願いいたします。その中でも、本日質問が挙がったものの中で、この場で回答できなかったものに関しましては、後ほど事務局のほうから団体に確認をして、メールで取りまとめをさせていただきます。4 月 26 日の金曜日に回答を委員の皆様へメールでお送りをさせていただきたいと思っております。

以上のことを踏まえまして、各委員の皆様には書類審査を行っていただきまして、結果に

については5月6日月曜日必着で採点表を事務局へメールでご返信いただければと思います。集計結果を5月8日水曜日の第3回支援会議で、事務局のほうから提示をさせていただきます。

採点表につきましては、本日委員の皆様にもメールをお送りさせていただきました。様式は1回目の会議でお渡ししてありますが、AからEのアルファベットで5段階評価をつけていただきます。各団体について、審査基準ごとに採点表に評価を記入していただき、その結果を事務局のほうで点数換算をして、委員の皆様への合計点を集計させていただきます。

以上、事務局からの説明になります。

それでは、ご協議をお願いいたします。

藤井座長 それでは、たっぷり時間が残っていますので、書類選考について事前協議をしてまいりたいと思います。

今、事務局のほうからご説明がありましたように、今回のこの事前協議というのは、事業や団体の、ここで評価をするということではないということです。それに必要な、確認しなくてはならない事項であったり、あるいは疑問点について確認をすると。事業計画書で、今回、目を通させていただいたのですが、2番目の地域課題、社会課題、そこでエビデンスをできるだけ挙げてということでは、言われていますので、そこでエビデンスを挙げられていることについての、適宜、討議については、データの出典内容とそれが一致しているかどうかについては、事務局のほうでそれは確認をさせていただいているということです。

そういった、今回は一次審査に当たっての最低限必要な事項の確認をすると、そういうイメージで、ここで事前協議に取り組みたいと思っています。

それでは、なかなかそのさじかげんとか、その間合いとかが僕も全然わからないのですが、掘り下げた質問までは、どこまでが掘り下げで、どの程度というのがよくわからないのですけれども、団体の事業、それからその評価、団体や事業の評価まではいかない。評価については各人が潜在意識は持たないで、ゼロベースですということですので、ここではそれはしないと。

それでは、7団体の出された計画、それに6、7の昨年度助成を受けたところについては、事業報告を踏まえてですね。

土屋委員 1番から順番にやっていけば。

藤井座長 1番から順番に、ではやっていくということですね。それでは、まず1番からです。

土屋委員 まず表面的なことから。

藤井座長 では、土屋委員お願いします。

土屋委員 土屋です。3ページの活動内容、8月で参加予定者数が50名になっていますけれども、これ親子で参加するということですので、親子で25組ということでもよろしいのかどうかということと、あと同じく参加人数のことなのですけれども、次の5ページの期待される成果、上から3行目に初年度として100人以上のと書いてあるのですけれども、これ毎回多分同じ方が参加することもあり得るのではないかなと思うのですけれども、それをどういうふうにお考えなのか。延べ100人ということなのか、それともどうなのかということをお尋ねしたいです。確認していただければ。

藤井座長 確認の範囲でいいですか。今、土屋委員から活動内容について、8月のところですか、挙げられたのは、参加予定者数50名、こうなっているけれども、これは親子で参加する講座ということで、親子25組と。こういうことですかということですか。

事務局 窓口のほうで確認したところによりますと、親1人、お子様1人ということで、想定されているということなので、ご指摘いただきましたとおり、親子で換算しますと25組というのが予定数ということで、お話は伺っております。

藤井座長 それと、もう一点、期待される成果についてのところで、初年度としては100名以上の参加者を想定しているという記載だけれども、ここの含意にはリピーター、同じ人が参加されると。これは延べではなくて、どういう基準なのか。この100名の含意ですか。それでいいのですか、土屋さん。

土屋委員 そうです。実際は、だから全部の回に参加したとしたら、皆さんがそうだとしたら、25人しか対象者がいないということになるのではないかなと。

藤井座長 その点について。

伊藤委員 そこが疑問だねという。

土屋委員 そうです。

事務局 こちらなのですけれども、窓口のほうでも、100人の内訳といいますか、そういったのは確認をさせていただいたのですが、各講座25名で、親子で参加する講座が50名ということで、合計しますと、皆さんかぶらない想定で150人というふうにおっしゃっておりまして、中でもその150人全員が同じ、かぶらない方ということではないので、そこのかぶりを考慮すると100人ぐらいというようなお見立てで、こちらに記載をしていますという回答はいただいております。

藤井座長 確認されているのですね。

土屋委員 でも、実際子どもが25人ですよ。

事務局 そうですね。そうなってくると、ちょっと状況が違う。

藤井座長 そういうことだと。それも含めて審査をすると。そういうことですね。

土屋委員 わかりました。

それと、もう一つよろしいですか。同じ団体なのですが、9ページの郵便代で、83円掛ける20と書いてあるのですけれども、ほかのところもいろいろ83円だったり、84円だったり、まちまちなのですよね。これの郵送費の基準というのはどうなっているのかなと。

事務局 こちらに関しましては、郵便料が84円に上がる予定があることを団体のほうでも考慮いただいております。82円のときに送るのか、84円のときに送るのか、まだ想定が立っていない場合は、こういった83円という形で計上していただいている団体も一部でありまして。

関口委員 消費税も上がるか、上がらないかよくわからないような話に。

土屋委員 わかりました。

事務局 皆さん、ちょっとまちまちな考え方で。

土屋委員 最終的に精算するということですか。

事務局 そうですね。精算が伴うので、予算の時点では想定で、見積もりを立てていただいているような状況です。

藤井座長 これで決定的にその計画というか総額が、大きく変動するということではないということ。

事務局 はい。

藤井座長 あのとおりということで。よろしいですか。

土屋委員 ありがとうございます。

藤井座長 ほかに、よろしいですか。では、松井委員。

松井委員 松井でございます。二つありまして、1つ目が27ページの活動計算書なのですけれども、これを拝見していると、その他の経費の旅費交通費が53万1,659円で、出している87万6,216円の中で、かなりのお金を占めているというのが、何でこんなにかかっているのかなというところを疑問に思っているということと、それともう一点ですけれども、もう一つ、29ページの事業計画書です。今回の助成を申請しているものって、この中の一体どれに当たるのかなというのが、私の読み取りが甘いのか、よくわからなかつ

たので、教えていただきたいなと思ってまして、以上2点です。

藤井座長 松井委員のご質問、まず第1点は、27ページの活動計算書の計上費用の事業費の項目、その他経費の旅費交通費が53万1,659円となっていて、経費総計が87万6,216円と。この中で、相当部分を占めているというのは、これはそうなのかと。まず、このことですよ。

伊藤委員 ちょっといいですか。これは、2019年の3月31日までだから、もう終わっているやつだよ。

松井委員 そうです。

伊藤委員 だから、これの絡みは何もないのだよ。

松井委員 ただ、そういう、そんなにいっぱい交通費がかかるような団体なのかなという、そういうことを知りたいので、質問させていただきました。

伊藤委員 千葉だとか、埼玉だとかといろいろなところ。

藤井座長 事業にかかわることになるので、この場での今回の事前協議の内容にどの程度兼ね合いがあるかわからないのですが、これから個別審議する際の……。

事務局 こちらの活動計算書の旅費交通費につきましては、事務局のほうでも確認がとれていない事項になりますので、後ほど団体のほうに質問という形で問い合わせをさせていただきまして、26日までに回答ができるように整えさせていただきたいと思います。

藤井座長 この団体の通常活動の、これは通例なのかという。こういう旅費交通費にこれだけ支出するという事は、通例なのかどうかということですかね。内容についてはまた審査する場合に掘り下げたいと。ご質問になったかなと。

それと、もう一点です。29ページの31年度の事業計画書の中で、事業が四つに分かれて、これだけあるのだけれども、事業費の予定額が書いてあるのですけれども、どこにこう……。あまりに多岐にわたって。この事業内容にかかわることになるかなと思うのですが、こういう事業を複数書かれていると。こういうのは……。伊藤委員。

伊藤委員 今の29ページのこと、私もちょっとコメント入れたのですけれども、上から3番目に心の育成を促進する事業というのがあって、ここに30万入っているんですよ。今回の申請の事業が30万ちょっとなのです。だから、今回の申請事業として考えていいのですかと、一応私もコメントしたのですけれど。金額が一緒になってくるから。これではないかなと思ったので、入れておいたほうが……。

事務局 そちらの事項につきましても、先ほどと同様に団体のほうに確認をさせていた

できます。

藤井座長 団体1についてですが。では、平野さん。

平野委員 30ページの31年度活動予算書についての予定で、この団体の方に教えていただきたいと思います。経常収益の受取補助金で20万円と計上しているものが、今回の申請書の補助金の19万6,000円を指すのかということと、あと一般事業申請がされました9ページの収支予算書の支出科目というのは、この中の計上費用の事業費、その他諸経費の中に包括で含まれているとするならば、先ほどの、幾つかの事業計画が出ていた支出とどこが変わってくるのかなというのがよくわからないなと思って。多分、つくられた時期が、団体によって2月だとか、3月になって補正予算を組むだとか、事業費が変わってくるのは、それはNPO、当たり前のことですので、そう説明いただければ、そのとおりだと思います。

以上でございます。

藤井座長 今の助成金額と活動予算書の項目の、今ご指摘のあった点の整合です。それについては、団体に確認はされていますでしょうか。

事務局 こちらにつきましても、確認がとれていない状況なので。済みません、今のお話をもう一度整理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

藤井座長 もう一度済みませんが、その内容、質問の中に入るのかな。質問事項に。確認か。

事務局 この答えを持っていないと審査が難しいということであれば、事前協議の中で回答させていただきたいのですけれども。

平野委員 これは私のつくり方の、団体によって、NPOによって、書類のつくり方が違うし、予算書をつくる時期によって事業費が変わるのは当然あると思うのです。2月に立てる予算と3月末、あるいは4月に立てる補正の予算、金額が変わるのはこれは当たりの話なのです。

29ページは、これも私の見方なのですが、事業費の予定額ということで、乗せている金額があるのです。まず、ここの収入なり支出がまだ……。これ以外にあるのかもしれませんが、31年度。ほかに法人本部の管理費があるのかもしれませんが、そこがわからないなというのと、あと、これも今おっしゃいますように、審議ができるかできないかという話だと、多分そのものを見るならば、確かに関係ないことですので、ただ、この書類の信憑性に対するお問い合わせだけです。端的に言えば、それだけです。

藤井座長 では、関口委員。

関口委員 29ページが一番右の列の事業費の予定額というのについては、こちらは管理費は含まないというのが正しい表記なので、これは管理費が含まれている。それで、そもそも合っているのかというのは検算してみないとわからないですけれども。

活動予算書については、平野さんがおっしゃるとおり、勘定科目の算定とか、そこら辺は見てもいいかなと思う反面、そもそも今の段階で活動予算書が出ているということ自体が、普通のNPO法人のスケジュールからするとやや早いのです。なので、そこは察してあげるというか、という気はしますが。通常3月決算だったら、6月ぐらいの総会で定めるものなので。

藤井座長 平野委員のご質問というか、それは、団体で確認ができるということ。ある程度幅を持って捉えられるのだけれども、ちょっとそごがあるのではないかと、その点についてはどうなのでしょう。

事務局 先ほどおっしゃられたように、書類の信憑性というところでの疑義につながるということであれば、事務局としては一応団体さんのほうにこういったご質問がありますと投げかけてみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

藤井座長 今どういう背景、どういう理由でということは、事務局のほうでは確認はしていないし。

事務局 そうですね。

藤井座長 それに対して、答えを持っておられないということです。それは次回の一次審査の質問のときにご質問ということになるのですかね。

事務局 事前協議の質問として、団体のほうに確認をしたほうがよい事項。

藤井座長 確認をして、それについて我々情報共有をすると。ということですが、平野委員どうでしょう。そのほか、この点を確認したい。

事務局 ごめんなさい。もう一度、平野委員からご質問いただきました活動予算書につきまして、どこの部分がというところを教えていただいてもよろしいですか。

平野委員 まず、9ページの一般事業収支予算書の収入と支出が、30ページの活動予算書に、まず反映させられているのかということです。含まれているのなら、それはそれで。

藤井座長 収入と支出がこの活動予算書の中に反映されているのかどうか。

平野委員 それだけです。それだけで結構です。

事務局 今回の事業の収入と支出が、こちらの31年度の活動予算書の中に落とし込ま

れているかどうか。

平野委員 それだけです。

藤井座長 30ページですね。9ページの予算書と活動予算書の整合性ですね。

事務局 確認させていただきます。

藤井座長 いかがでしょうか。石橋さん。

石橋委員 質問が2点あるのですが、5ページの期待される効果として、ボランティアとして参加というのが、今回講座ということで、一般的に講座というと、話を聞くというだけのイメージになるのですが、そこでどうボランティアとして活躍いただける内容なのかなというのと、その2行下のネットワークを地域につくるということで、やはり同様に聞いているだけの講座で、ネットワークってつくれるものなのだろうかというものです。

今回講座ばかりが挙げられているのですが、12ページの主な活動で、小中高でワークショップとか、大学でというのがあるのですが、今回新宿の助成金ということで、新宿区における実績というものがおありなのかどうかというところが知りたい。新宿区とのかかわりということで、先ほどから皆さん指摘の29ページは、実際にあったところというのは、かなり活発に活動してらっしゃったり、関東だったりというので、全国だったりする中で、というのが伺いたいところです。

藤井座長 ここは確認事項ですね。期待される成果で、ネットワークを地域につくると書かれているけれども、より具体的なことについての報告が、この事業報告が提出されたときに。

石橋委員 根拠が。

藤井座長 確認されたかどうかということですね。今ここで把握されていなかったら、団体にそれを確認してほしいということですね。

それと、12ページの主な活動実績の中で、ワークショップ、出前授業を実施とあると。小中高でのワークショップ、出前授業、大学での実施ということ。これは具体的な実績を明示してほしいということですが、これは確認されているかということ。

事務局 1点目のボランティアとして参加することができるという文言につきましては、窓口のほうで確認をさせていただいているのですけれども、大々的にはボランティアの募集というのはされていらないようなのですが、講座を受けた方が今度は運営側に回るような仕組みづくりを考えているということで、そういった記載をされているというような確認をしております。

あと、2点目のネットワークを地域につくることができるということに関しましては、具体的なその講座の内容という形になると思うので、もしよろしければ、二次審査の質問票のほうに落とし込んでいただくとありがたいかなと思います。

藤井座長 よろしいでしょうか。

初回ですので、ここ時間配分の体内時計が機能していない。あと6本あるということで、次にいきたい。よろしいですか。

それでは、2番目の団体です。この2番目の団体についてのご質問や確認ですね。評価に必要な確認、もしもあれば、疑問点です。ありましたら、お願いします。平野委員。

平野委員 この団体の、ページナンバー39ページの一般事業収支予算書についてになりまして、これも考え方なのですね。これも団体によって予算の立て方が違いますので、収入の部で物販、飲食の収入を計上していて、支出に食材費の支出がなしだから、するとこれは寄附でもらってくるのか。あるいは、本部のセグメントでやっているのか。それは団体によって結構だと思うのです。団体の考え方ですので、私のほうがとやかく言うものではないと思います。ただ、そういうものでいいのならば、それで全然オーケーという。

それと、多分、書類のつくり方で、53ページなのです。これは、多分端的にミスだと思います。報酬の有無のところ、「有・無」で、どちらかを消すか、丸をつけるか。別表をつければよかったですから、これは別に揚げ足みたいなことを言いたくなかったので、そう思っただけです。

あと、続きまして、55ページなのですけれども、これもまるっきりよくわからない事業で、実施予定場所、アフリカ等発展途上国というのが入っていたり、かなり大きなお話が書いてあるのです。この団体はすごいなと思ったのです。それと、57ページの活動予算書の整合性がとれているのかについては、ちょっとよくわかりません。大きな話ですものね。これもあると言われてしまえば、そのとおりだと思うのですけれども。

伊藤委員 やる予定だとか。

平野委員 それでいいと思うのです。お金があつたらやるというのも、当然あるかと思えます。計画だから。

伊藤委員 ちょっと申請事業とは違いますと言えば、それだけの……。

平野委員 そのとおりです。

伊藤委員 この団体に対して言いたいのが、一つ。例えば、これ1回のイベントだよ。1回のイベントの中で、全部やるわけですよ。その後の展開が何も書いていないのだよ。

ね。そこが一番不安だと思いました。

藤井座長 平野委員の疑問点ですが、収支予算の中で、必要と思われる項目についての計上がないけれども、この点はちゃんと精査して出されているのかなど。これが全てですよ。出しているということですね。

事務局 いただいたものが全てです。

藤井座長 それと、55ページの事業計画で、実施予定場所と書いてあるけれども、支出見込額との整合という、これもこういう見立てを立てられているという、これで判断すると、そういうこと。僕も最初の、報酬の有無で「有・無」は、これはケアレスなミスだと思います。

伊藤委員がおっしゃったのは、38ページの一般事業計画書の中の今後の展望のところもかわるけれども、次のことについてはあまり具体的な明示がないけれども、その点何か説明や言及があったかということなのですが、たしか持続性、継続性というのが要件にあったと思うのですが、この点については確認されたかどうか。これ以上の言及はなかったということですね。

事務局 はい。

藤井座長 ということで、これでよろしいですか。関口さん。

関口委員 あまりやり過ぎると、事実上のプレゼンテーションでの質疑に入ってしまうので、何のために書面と公開プレゼンに分けて、異なる情報で審査するかが。意味がなくなってしまう。

藤井座長 それはMCもある……。だからもうちょっと、主観的な評価は入れないほうがいいですね。たしかに。先ほど、もう繰り返しますが、こうでこうだという、主観的な評価は入れない。客観的な事実確認、事項確認というところまでとどめたいと思いますが、この事業について、事案について、何かご確認されたいことについては、よろしいですか。よろしいでしょうか。

今のお話の中では事実確認と、書類の中の事項確認ですので、それほど評価的なこともなかったかと思います。

それでは、3番目の団体について、移りたいと思います。この3番目の事案についての確認、疑問点ございましたらどうぞ。共通認識を持つ場ということで、共通認識を持ちたいと思います。土屋委員。

土屋委員 土屋です。先ほど、伊藤委員がおっしゃったように、今後の展望としてなので

すけれども、ここで、10地区で要請された傾聴ボランティアの方は、今後の活動をどこで
どういうふうにやっていくかと。補助体制とかは具体的にあるのかどうか。せっかくできる
ようになったのに、それを生かすところがないともったいないなと思って。それはどう考え
ているのかなというところを、この団体の、お伺いしたいと思います。

関口委員 済みません、それはまさに。

土屋委員 わかりました。

藤井座長 事業の内容とか、団体の内容については。

土屋委員 質問票に書きます。

藤井座長 石橋さん。

石橋委員 こういった質問も、どういうところをポイントに考えていけばいいのかなと
いう参考になるので、このあたりも。

関口委員 それは、この団体は逆に質問されたから、追加情報を出せますけれども、質問
が来なかった団体は、その追加情報が出せない状態で書類審査を受けることになるのです
よ。あくまで、何で書類審査と公開プレゼンを分けているかという、書類審査はあくまで、
基本はもうとにかくこの書類が全て、原則は。どうしても、これは明らかに間違いではない
かとか、そういうものについては補足情報を追加で、後出しじゃんけんで出すのですから、
今回の質疑については。それは、今後の展望について、ある団体は追加の情報を提供する機
会が与えられている。ほかの団体はない状態で、我々の審査にかかるというのは、いき過ぎ
ると、えらく不平等なのです。内容でむしろ自分たちの、こういう質問が来た、よっしゃ。
これは、申請書をつくった当時は考えていなかったけれども、後出しでこういうことにしよ
うと言われたら、だって、それは当時考えていたことなのか、今思いついたことなのか。
我々判断するすべがないですので、原則はとにかくペーパーを重視したほうが、私は平等性
が確保されると思います。

藤井座長 石橋さん。

石橋委員 どうしてもプレゼンの後の質問が10分しかないという限られた時間なので、
そこで1個の質問で長いこと答えられてしまうと、次のチャンスがなくなるかなというの
もあったので、関口委員がおっしゃった、考えていないというのも引き出しつつ、事前のと
いう。できるだけたくさん引き出せればなというのもあわせて。

でも、今のお話をもっともで、うまくつじつま合わされるというのもあるのだなというの
も、勉強になりました。

藤井座長 あくまで書類選考ですね、一次審査。その中の、僕もその考えがまだわからないところがあるのですけれども、団体や事業の内容についての精査は行わないという。それが原則と。あくまでも、共通認識を我々が持つと。疑問点であったり、最低限。こちらのため、関口委員や伊藤委員に助言をしていただいたと。平野委員。

平野委員 62ページの上の、ア、イベント（会議）の開催予定ということで、「新宿区内の150の高齢者施設で傾聴を普及させ」、私、新宿区のことをよくわかっていないので、まず150施設があって、この人たちにそんな力があるのかどうかの判断基準がないということと、あと、傾聴だと、サロンだとか、新宿区もやられているでしょうから、社協さんね。そういうところとの連携は、できればあれば望ましいなと思ったもので、役に立てればね、活躍して。そういうので、この150という数字を出すこと自体は、適正なものなのかどうかについては、ちょっとわからないもので、どんなものなのか。

藤井座長 確認事項で言うと、150あるのかないのかということを確認するということよろしいでしょうか。

平野委員 150ですよ。

藤井座長 150、高齢者施設ということで。高齢者施設、多様ですけれども、多様なものを含めて150あるかないか。どうですかね。

伊藤委員 あるでしょう。

藤井座長 ない？

伊藤委員 もっとあるでしょう、多分。

土屋委員 1地区、15カ所ならあるかもしれないです。

伊藤委員 デイサービスから何か入れれば、全部。大きなところだと、1つの施設で10ぐらい持っているでしょう。

藤井座長 これは、どうですか。

伊藤委員 老健だとか入れれば。区のほうに聞いてもらったほうが早いかな。

事務局 区のほうで、どの程度までわかるかというのはあるのですけれども、民間、公設混ぜ合わせて、確認できるかどうか含めて、事務局のほうで預からせていただきます。

藤井座長 ほかに何か。事実確認の事項。団体の、組織の概要について。客観的な概要について、何か。平野さん。

平野委員 一般事業収支予算書の72ページの部分なのですけれども、これは質問というか、NPOはこういうものなのかどうか、私もちょっと存じないのですが、自己負担、個人

負担が25万円って、60万円中25万円も負担するのは、その事業は果たしていかなものかなと思ったもので、ただそれだけです。感想でございます。

藤井座長 意見を含むようなご発言は。

伊藤委員 多分ですけども、この3の団体は2019年1月に設立されているのです。だから、まだ活動の初期の段階で、NPOって大体、僕らも……や何かやったときそうだったのだけれども、……ですよ。自分で最初100万だとか200万だとか、そうでないと成り立っていかない。そんな感じだととればいいのではないですか。最初は会員もいないし、仲間内で作っていく。自分が好きだから、やりたいから金出して、ボランティア精神でやっていくようなものだから。

藤井座長 ほかに何かこう、団体の評価にかかわることは、ここではあまり……。

伊藤委員 関口さん、そんなものだよ。NPOなんてね。

平野委員 追加でよろしいでしょうか。

藤井座長 追加で何か、事実確認。

平野委員 予算の立て方で、各団体みんなそうなのですけど、収入で3分の2とかいう部分の、それで、対する事業費は50万までが上限で、というのが半分までということになっているから、つまり収入の科目が、どうしても新宿区のこの事業の場合、収入が下なので、そのときに、足りなかったら自己負担ということで、20万にしろ30万と書けば、それは書けるのです。それでもいいのかということの問い合わせです。この団体ではなくて、ほかの……。

藤井座長 助成制度のスキームについてのお話。

平野委員 そうです。だから、それは。

藤井座長 3分の2というのが原則で、50万円までの助成額で、それで足りないところについては。

平野委員 予算を立てるときに自己負担、あるいはどこからということで20万、30万ですよと入れていて、それは素通りしていい案件ならば、それはそういうものだと私も理解しますので。

藤井座長 形式的にはそれでチェックすることはないのですよね。フィージビリティについては、その質問の中で問われるということになるのではないのでしょうか。個別の団体によって、またボランティアをたくさん抱えていらっしゃるところとか、人的支援を持っておられるところとか、そうでないところとか、いろいろだろうと。事業収益の源泉を持たれて

いるところもあると思いますので、それは個別の団体事業について質問するということになるのではないのでしょうか、と思います。どうでしょうか。いかがでしょうか。

3番目についてですが、ここについてご質問は、よろしいでしょうか。どうぞ。

松井委員 松井でございます。62ページの活動内容の添付の「傾聴ボランティア養成講座」を参照くださいと書いてあるのですけれども。

藤井座長 添付されていないと。

松井委員 これは添付されてなくて、なので内容が全くわからないのです。

藤井座長 傾聴ボランティア養成講座、添付。

事務局 こちらが67ページに絵が描いてあるものがございまして、一番上のほうが傾聴ボランティア活動の概要で、その下に傾聴ボランティア養成講座の図解のご説明がございます。ちょっとわかりづらくて申しわけございません。

松井委員 とんでもないです。そうすると、内容はわかるのですけれども、どのぐらいの時間数かとか、そういう細かいことに関しての記載はなしですよ。

事務局 なしです。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 どうでしょう。いかがでしょうか。確認したいこと、してほしいこと、そういうことはありますでしょうか。3番目の団体についてですが。

よろしければ、4番目の団体に進んでよろしいでしょうか。

それでは、4番目の団体について確認事項、疑問ございましたら、共有、認識を持つということで、質疑、事務局への確認。土屋委員。

土屋委員 土屋です。107ページの支出区分の④委託費なのですけれども、ホームページ構築維持管理8万6,400円と書いてあったのですが、2018年度の決算には、ホームページという項目がないのですよね、ホームページをつくったという。それで、これはここで、この経費を、経費というかここで助成金を受けてホームページを、この団体のホームページをつくるということになるのかどうか。多分この事業だけの、ホームページをつくるとしたら、この事業だけのホームページってつくりませんよ。

藤井座長 委託費。

土屋委員 119ページの決算書のほうにはない。

藤井座長 今回の事業の中で。

土屋委員 ホームページというのがいきなり出てきたので。

藤井座長 それも、これは確認ですね。ホームページ作成は、助成事業の中に含まれるかどうかということでもいいですかね。

事務局 昨年の助成事業の中でも、事業に対してホームページをつくるという経費がありまして、実際に採択された団体もございましたので、そういった経費に関しましては計上することはできるということで、事務局のほうでも。

土屋委員 わかりました。

藤井座長 よろしいですか。

土屋委員 では、事業だけでなく、これはそこの団体のホームページだよというのも認められるということ。

事務局 団体のホームページではなくて、今回の事業に係る部分に関してのホームページを作成していただくということで、確認をしております。

関口委員 ワードの、用語の問題で、ホームページと日本語で言うと、団体とかを含めた、いわゆるトップページのことを指すという考えの方もいれば、もうちょっと抽象的に言うと、ウェブサイトと言えば、団体のウェブサイトという役割と、事業ごとのウェブサイトがあったりするので。そこはちょっと、ホームページという言葉が若干混乱のもとかなとは思いますが。

藤井座長 これからでも、こういうのもよくあるでしょうね。例として、ポスター作成費というのが挙げられているのですけれども、ここにこうしたのも、例示で入れていただくと。紙媒体ってもう、ないですものね。石橋委員。

石橋委員 石橋です。ささいなことなのですが、会場は、「コトナ葛が谷」でよろしいのでしょうか。これは、今ネットで検索しても出てこないもので、区内の、新宿区内でしょうか。遠いところだと。

土屋委員 この人の住んでいるところ。

石橋委員 ご存じですか。

松井委員 松井でございます。聞いたことがなかったので、調べてみたら、この方のご自宅を。

土屋委員 住所ですね。

松井委員 ご自宅を使っているみたいで。なので、自宅なのに会場費がかかるのだというところの疑問でもあったのですけれども。

石橋委員 ありがとうございます。

土屋委員 そうですね、会場費が高過ぎるな、これ。

藤井座長 これは、確認です。会場費の予算で、自宅が会場設定だったら、会場費というのは従来認められていたのでしょうか。

伊藤委員 いいですか。伊藤です。今の件で。

藤井座長 今の件ですか。

伊藤委員 例えば、事務所がありますよね。そこを使って何かやるとき、使用料をとるといふ申請を今までは。

関口委員 だし、居住用物件で全部自宅、つまり居住用として使用しているのであれば、確かに利用料というのは一部いかなものかなと思うのですけれども、例えば1階部分は事業用としてほかの団体さんとかに貸し出しているということであれば、別にそれは単に、逆に負けなければならない理由もないではないですか。なので、普通にほかの団体と同じように利用料を収受するというのは、これはこれで貸事務所と同じという扱いになると思うので。だから、そういう、このペーパーを見るに、そういうオープンスペースとしてご自宅を開放されている、今ある感じのカフェ的な話なのかなと、私は思ったのですけれども。

藤井座長 利益相反にはならない。外部から言われてね。自分が貸し主になると。

関口委員 ただ、だから、その価格がこの補助金の申請だけ2倍とか、そういうことであればあれですけど、一般に貸し出している価格と同じ価格で、単に貸し出すというだけであれば。逆にだから、そこは確認していただいたほうがいいと思う。

藤井座長 確認したほうがいいと思う。

関口委員 だから、この事業だけに貸し出すということなのか、それはほかの団体とか、例えば子ども食堂をやりたいという方が来たら、そのスペースは同じ価格で貸してくれるのですよねと。

土屋委員 109ページに書いてありまして、料金表が。

伊藤委員 設定されているのかもしれない。

土屋委員 109ページに一応料金表が出ているので、一般にも貸し出しているのかなとは思いますが。

藤井座長 松井さん。

松井委員 それも拝見したのですけれども、わからなかったので質問なのですが、今までやっていたコミュニティカフェとかは全然場所代とかが入っていないのに、今回はかかってしまうのかなというところで思ってしまったので。細かいことで申しわけないのですけれど。

ども。

藤井座長 これは、ここで確認する。確認してもらおう。質問。

事務局 今の松井委員のお話に関しましては、事業の内容というか。

藤井座長 かかわることだから、それは質問でやってくださいと。

事務局 質問票のほうに落とし込んでいただければと思います。

あと、個人宅ということでのお話なのですが、窓口に申請にいらした際に伺ったお話では、個人宅ということではなくて、親戚の方の空き家を使っているということで、お話いただいております。任意団体なので、この団体の所在地もそこに置いているということで認識をしております。あと、この建物に関しては、この事業だけでなく、ほかの催しに関しても、貸し出しを行っているというのも確認はとれております。

藤井座長 よろしいでしょうか。この4番目の団体について、ご質問ほか、ございますでしょうか。

もしなければ、5番目の団体に進みたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、この団体についての確認、あるいは共有認識を、事項、疑問点がございましたら。平野委員、お願いします。

平野委員 平野です。事業計画の137ページで2カ所、この団体が出てくるのですが、パルシステムという団体名が出てまいりまして、今後の展望で。そうすると、ここからもらえるめどはあるのかなと。それで書いているのかなと。僕たちが普通こういう企画書を書くときには、もらえることを確定してから名前を入れるのですが、あまり団体名を入れることがないので、そこがどうなのかなということと。

これは団体の考え方、147ページの一般事業収支予算書、これも団体の考え方で、新宿区の補助金が入ってきて、それを講師謝礼とその他謝礼で、結構な額を計上していくという考え方で、これで自立を目指すということは、果たして、これは団体に、当日に聞けばいいのかもしれませんが、ちょっと違和感があるなど。

関口委員 それはだめですって。

藤井座長 今おっしゃったことについては、パルシステム東京、これは質問でしていただく。それと、講師謝礼のほうの、これがこうだということについては、こうなのですかということ。

平野委員 こういうことでしょうかね。

伊藤委員 今の平野さんと同じなのだけれど、私もそのところ、助成金に頼らない運営

資金づくりの方法として、ここはいいのです。例えばなのだよね。例えば、家族食堂で使用する食材調達の方法としては、パルシステム東京さんに食材提供をいただいたり、これは未来形、契約農家とのつながりなどにも努めますと、これはまだ例えばの話で、具体的に行っているかどうかはわからないのだよね。もしそこがだめになったときにどうなのという話も、その時点で、二次のときには出てきてしまうと思うのだよね。その話が出ているならとか、もうちょっと考えるべきところだけれども、現状としては、前提を受けるしかないよね。

平野委員 そういうことですね。

伊藤委員 二次のときにだめと言ったらだめになってしまうのだよね。

藤井座長 それはまたそのときに……。

伊藤委員 そう。そのときの話で、この辺は、そのとおり、計画上というしかない。

藤井座長 よろしいですか。

ほかは、何か。5番のところについて。5の団体について、確認したい、それから疑問点。土屋さん、どうぞ。

土屋委員 161ページの2018年度の収支決算のところ、印刷費が1万2,600円、2018年度は印刷費はこれだけで済んでいるのですけれども、今度は、2019年度、169ページ、予算案で9万円といきなり上がっているんで、これは前回からあまりにも上がっているのではないかなと。いうことはだめなのですね、聞いてはいけないのですね。

藤井座長 聞いてはいけないというか、これは質問のときに聞いてくださいということですよ。

土屋委員 わかりました。

藤井座長 石橋さん。

石橋委員 石橋です。根本的なということになるのですが、新宿区でも地域ごとに違ってくると思うのですが、笹笹地区では地域センターを使って、毎週いろいろな団体さんが料理教室というのを実際やっていらっしゃるのですね。なので、あえてというのはどうなのだろうというのと、菜園については、以前にやっていた新宿区の青少年推進委員でも、野菜を育てるというのも、1年間ありますので、それこそ戸山公園のすぐそばの場所だったりするので。その、根本的な意義というのはどうでしょう。

藤井座長 そうということについては、主観的な感想や評価はきょうはしないで、逆に先入観を我々評価前に得ることになるので、新しく委員に、私も含めてですけれども、その考え

がわからないところがあるのはいたし方ないと思いますが、主観的な、評価にかかわることはここでは、先入観を持つことになるので、ちょっとそれは。あくまでも事実確認によって確認したいという点についてを事務局に。

石橋委員 そういう意味で、事務局さんのほうに、従来ある活動で、あえて今回選ばれたという。

伊藤委員 選んでいないです。

藤井座長 これから選ぶのです。

関口委員 これからやるの、だって、協働事業ではないので、別に区の事業とかぶっていったっていいのですよ、本来は。あくまで団体が自主的にやろうというものを区が応援しようということなのですから。

石橋委員 応援ですね。

関口委員 協働事業はそうではないですよ。協働事業は区と協働でやるという事業なので、区と協働でやるのに、区が同じようなことをやっていたら意味ないではないですか。二重で同じことをやるわけだから。それは、ちょっと頭を切りかえていただいて。今回は一般事業助成だから。

石橋委員 同じことなのかなと思ったのです。

土屋委員 土屋です。青少年活動推進委員でも、ここも、何度か見たことがあるのです。ここで言っているのは、高齢者と子どもがやる、青少年活動推進委員は、結局推進委員が高齢者なだけで、たまたま高齢者なだけで、あれは小学生の農業体験なので、事業としては全く違うと考えたほうがいいです。

石橋委員 わかりました。何となくわからないような。

松井委員 質問よろしいですか。

藤井座長 松井委員。

松井委員 松井でございます。理解ができていなかったら済みません。この助成事業の実施というのは、助成金交付決定日から、32年3月31日までの活動実施というふうになっているのですが、このえんがわさんの庭園というのは、既に苗を植えてしまっているのですけれど、それも、そういうことも含めて、評価するということですか。済みません、よくわかっていなくて。

藤井座長 それは確認されたらいいのではないですか。確認というのは、この質問の事項が。

松井委員 それは、この質問のものではないということですか。

藤井座長 既にやられている、既存の事業との関係はどうだとかという質問を。

松井委員 その1年、1年というか、採取するまでの事業で、認定を受ける前のことまで入っているのですけれども、それに関してはどういうふうに認識すればいいのかが、私には理解ができていないのですが。

藤井座長 そういう質問をされたらいいのではないですか。事業内容ですからね。

事務局 そうですね、菜園に……。

藤井座長 質問というのは、審査のときに質問されたらいいのではないかと思いますけれども。

松井委員 それは、審査のときの質問ということですか。

事務局 今回は、ご質問としましては、制度としてということですよ。既に走っている事業があつて、6月からスタートということになるので、4月、5月分に関してはどういう考えで。

松井委員 入っているものの、何て言うのですか。済みません。

藤井座長 いやいや、全然謝らないで。

事務局 もちろん、おっしゃるとおりです。

伊藤委員 伊藤ですけれど、よくとれば、スペースを見ていない。

松井委員 スペース。

伊藤委員 どれだけのスペースが。まだ植える部分があるのかもわからない。あればそこが新しくなるだろうし、そこら辺がちょっと、これではわからないけれど、事業性としては、こういう事業をやりたいという。

松井委員 わかりました。

伊藤委員 それは、今の判断ではわからない。

松井委員 わかりました。ありがとうございます。

藤井座長 よろしいですか。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 何かないでしょうか。平野さん。

平野委員 平野です。今の松井さんがお話しになられた件で、また一つ確認なのですけれども、4月、5月に、これは助成が決定してから、来年の3月31日までにかかる経費に対して支出がされるということで、4月、5月に取り組まれていた物ごと、経費が出なくても

取り組まれていたものも、これはこの年度の事業として含むかどうか。

藤井座長 それは、予算の中に入っていること。

平野委員 予算ではなくて、事業報告のときに、4月、5月にやられたことも含んでいいのかと。私はどちらかという、含むのが普通だろうなとは思うのですが、概念的には。4月、5月の、経費は要らないですが。そこも一応。

藤井座長 活動内容、134ページのところに土壌づくりと畝づくり、野菜苗木植え、収穫祭が9月から10月というように、ロードマップで書かれていますので、これで判断するということになるのではないのでしょうかという気がするのですが、ここに所定されているもの以外に、もしそれを使われると、項目としては、そういうことは、ここに示されているところで、我々判断するしかないですね。判断すべきだと思います。

事務局 今、予算書に上がっている経費というのは、あくまでも6月からかかるものに関して上げていただいております、本来であれば、助成対象外経費、⑬のところ、4月、5月分にかかった経費を入れていただくと、一通りの事業の流れの経費というのがわかるので、よろしいのかなとは思いますが、今出ているものがこちらになりますので。

藤井座長 ⑬。

事務局 事務局から、お伝えできることとしましては、こちらの書面でご判断いただければというところです。

藤井座長 よろしいでしょうか。5番目の団体については。

続いて、それではもし、5番目がよろしければ、6番目の団体に移ります。

事業申請とともに活動報告も、6番、7番ですね、書いてあります。その報告も含めて、ここに出されている書面、225ページ以下の事業実績報告書も含めての評価になるということ。この点での事実の確認、疑問点。いかがでしょうか。

もしなければ、次の質問事項やりたいと思います。それでは、よろしいですか、6番。

7番目の団体について、この団体についての確認、疑問点ございますか。いかがでしょうか。石橋さん。

石橋委員 石橋です。273ページの決算書になります。こちらで、2点。

藤井座長 決算書。

石橋委員 講師謝礼、こちらで。

藤井座長 講師謝礼、謝金ですか。

石橋委員 講師謝金、48万8,000円のところなのですが。

藤井座長 48万8,000円。

石橋委員 こちら内容のほうが、ヨガ、フラで、その後に親というのがありまして、講師でヨガの先生、フラの先生、あと親の先生。

藤井座長 この内容は何ですかということですね。

石橋委員 これは何か……。というのも質問のほうが。

土屋委員 親子フラ。

石橋委員 ボランティアさんの。

土屋委員 親子フラの講師ということじゃない。

石橋委員 でも、前にフラというのがあるので。

土屋委員 フラと親子フラということでしょう。

事務局 今、土屋委員におっしゃっていただいたとおり、親子フラの略称です。

藤井座長 親子フラの。

事務局 略称です。

藤井座長 略称と。親子フラの講師の先生ということですよ。もう1点。

石橋委員 もう1点が、冒頭で進まさせていただいたのを、私の理解ができていません確認なのですが、こちら収入のところ、助成金が3カ所ありまして、社協さんのサロン助成金で、社協さん経由の企業さんからの備品助成金で、こちらの一般事業の助成金。これは、先ほどのお話でいうと、複数重なっても問題ないという。改めて。

事務局 問題ないというか、先ほどのものについては、結局、例えば、今回にこりハハさんが申請されているその事業そのものに、社会福祉協議会さんからの助成金が払われている場合については、それは対象外になってくるのですけれども、ここで出てきている収支というのは、この団体さん、ほかにもいろいろと事業されていて、その団体の活動自体に交付されているもので、この事業に交付されたものではないというふうに報告は上がっているものなのです。

石橋委員 では、こちらの組織の全体の活動ということで、その一部に今回の助成金の活動が入っていても、何ら問題ないという考え方で。

事務局 そこは、一応切り分けていただくというか、ところにはなりますけれど。

石橋委員 この中ではどうしても見えない。

事務局 見えないところはどうしてもあるかもしれないのですが。

石橋委員 部分なので。

事務局 あくまでも……。

事務局 今回活動に入っていないということであればということで、外郭団体から団体として助成を受けていても、この今回申請に当たる事業に、それは充てていないという、あくまでも前提で、当該事業に、団体そのものにあって、この事業には充てていませんというようにであれば可能だと、そういう理解でございます。区の外郭団体から補助金はその団体に出ている、申請している事業にそれを充てていないということであれば大丈夫ということなんです。

藤井座長 そういうあれだったら、アウトということですからね。申請する側は、当然そこは注意してくださいという、一次的な確認はされているということだと思います。

石橋委員 それも、もう確認済みということでしたら。これだけの書面で見ると、そういうふうに見えるので。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 今と同じようなのだけれども、287ページの一般事業収支計算書、この保険料のところ、社協が負担しているのですね。これは、助成だよね。

藤井座長 長谷川委員。

長谷川委員 サロン保険のことなのです。区内で、サロンを開きますとって、社会福祉協議会に登録をしていただきますと、そうすると、サロン保険というのをうちが出しているということです。ということになります。

伊藤委員 わかりました。

藤井座長 ほかに何か。疑問点やご質問ありますか。なければ、もう時間ですので。

あとは質問票をお送りさせていただきますので、先ほどの中でお話ししましたように5月8日23時59分に一旦締めて、本日フォーマットを、質問票を送っていただいていますので。フォーマットのこれは、本日送ってもらって大丈夫ですね。

事務局 会議が終わりましたら、皆様にお送りさせていただきます。

藤井座長 議事はまだ、1番目の「平成31年度一般事業助成対象団体の選考について」の議案についての説明というところですが、以上、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事、議案「今年度の事業評価について」でよろしいですか。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

事務局 今年度の視察の予定をご説明させていただきたいと思います。今年度ご評価いただきますのが、協働事業提案制度において、28年度採択されました実施3年目の地域の

担い手「ごっくんリーダー」による「食べる力」推進プロジェクトの1事業となります。

評価の材料としまして、5月21日に事業報告会を行わせていただくのですが、そちらと別にこの事業のみを、視察の機会を設けております。日時が6月12日水曜日、まだ時間は未定なのですが、午後に四谷地域センターで実施されます新宿ごっくん体操講習会というのがありますので、そちらの視察を予定しております。詳細につきましては、また後日通知をさせていただきます。

事業報告会と視察については、任意でご参加していただければ大丈夫ですので、もしお時間がございましたら、ご参加をいただけますようお願いいたします。なお、ご参加いただいた場合なのですが、報酬もお支払いさせていただく予定でございます。

藤井座長 これは、視察ということですね。協働事業提案。

事務局 はい。

藤井座長 今、説明ありましたように、28年度に採択された実施3年目の事業についてですね。時間は今お話ありましたが、6月12日の水曜日、午後に四谷地域センターで実施される新宿ごっくん体操講習会の視察が予定されているということです。詳細については後でまた通知をいただくということですが、参加については任意。という案内が来るということで、よろしいですかね。大体いつも、例年何人ぐらい参加されるのですか。

事務局 半分ぐらいはご参加いただいています。

藤井座長 ああ、半分。

関口委員 楽しいですよ。

藤井座長 そうですか。よろしいでしょうか。ご質問とか。よろしいですか。

それでは、次回の日程の確認をさせていただきます。お願いします。

事務局 申し上げます。第3回協働支援会議となります。平成31年、このころはもう令和元年になっているかと思うのですが、5月8日水曜日、午後2時、またこちらと同じ会場です、本庁舎6階、第3委員会室において、開催させていただきます。

議題としましては、31年度の一般事業助成の、本日皆様にご協議いただいたものの採点をもって一次選考、それと、その後すぐに、そのころには動き出しているのですが、協働事業提案募集の詳細について、またご説明させていただきます。

再度、お願いになりますが、採点表ですね。これからさせていただきますけれども、5月6日締め切りということで、5月6日中ですね。締め切りということで、お休みの中、大変恐縮なのですが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

藤井座長 先ほど、質問票のフォーマットが、日にちを間違えて5月8日と言ったのですが、5月13日の23時59分までということですね。

事務局 フォーマットのほうは、5月8日ではなくて、13日で。

藤井座長 団体ごとに質問票にして提出してくださいというのは、5月13日です。5月15日に委員に、それを共有するメールが送られるということになっております。

以上、何か、もうないですか。それでは、一次審査の内容ですね。これはもう順次、ご協力を。本日は皆様のご協力をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

— 了 —